

平成26年第6回（6月）  
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成26年6月10日(火)  
開 会 10時00分 閉 会 10時35分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 13名

欠席委員数 2名

出席委員の氏名

是木 輝義 賀部 正直

瀬口 勝美 豊田 和義

和才 直俊 石丸 茂信

矢頭 道雄

恒成 一治

守口 正典 若山 清敏

高原 孝幸 是木 則幸

奥家 信弘

欠席委員の氏名 岡 万寿夫 土屋 豊一

4. 付議事項

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書について 1件

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 1件

議案第11号 吉富町農用地利用集積計画の承認について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成26年第6回総会を開催いたします。本日は岡委員及び土屋委員より都合により欠席の連絡をいただいておりますので委員13名での開催となります。
是木会長	開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。 皆さんおはようございます。皆様におかれましてもそろそろ田植えが真っ盛りとなり、忙しくなってくるとは思われますが体に気をつけていただきたいと思います。 それでは、ただいまから平成26年第6回6月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には和才委員、守口委員のお二人を指名いたします。

事務局	<p>それでは、議事に入ります。「議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。</p> <p>この案件につきましては、〇〇委員に関する事案となりますので農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員退室後)</p> <p>それでは事務局より逐次説明をお願いします。</p> <p>「議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書について」です。1ページをご覧ください。</p> <p>この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字別府613番地1 畑 390㎡  吉富町大字別府613番地4 畑 69㎡  吉富町大字別府613番地5 畑 377㎡</p> <p>譲渡人：吉富町大字〇〇〇〇〇番地〇 〇〇委員  譲受人：吉富町大字〇〇〇〇〇番地〇 N. T</p> <p>(議案内容朗読及びP2からP6説明)</p> <p>本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当せず、特に本件申請者の農地所得後の経営面積は3,760㎡となり吉富町農地下限面積の30a以上の保有となり、農地は適正に耕作されております。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の石丸委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
石丸委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございまして、この審査判定基準についてなんら問題はないと思います。</p>
是木会長	<p>石丸委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
瀬口委員	<p>Nさんはどこの農地を持っているのか。</p>
事務局	<p>上毛町に農地があります。</p>
是木会長	<p>他に何か質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第9号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、議案第9号に関しては承認することと決めます。</p> <p>では、議事参与の制限により、退室をお願いしておりました〇〇委員には入室、着席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員着席後)</p> <p>それでは、次の議事に入ります。「議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務</p>

<p>事務局</p>	<p>局より説明をお願いします。</p> <p>それでは7ページをご覧ください。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請地：吉富町大字鈴熊218番地1 畑 93㎡</p> <p>譲渡人：北九州市小倉南区朽網東 ○丁目○番○○号 N. A</p> <p>譲受人：吉富町大字○○○○○番地○ O. M</p> <p>転用理由：進入路及び駐車場 (議案内容朗読及びP7からP13説明)</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が著しい区域に近接し、かつ、10ha未満なので2種要件の農地と判断されます。よろしくご審議願います。</p>
<p>是木会長</p>	<p>それでは、地元委員の土屋委員さんが本日欠席されておりますので、事務局で委員さんからその他聞いていることがありましたらお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>土屋委員より、畑を進入路及び駐車場として利用する計画ですので、近隣農地には何ら問題ないとのことでした。</p>
<p>是木会長</p>	<p>事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>是木会長</p>	<p>ございませんようでしたら、議案第10号については承認することにご異議はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>是木会長</p>	<p>それでは、「議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」承認することとします。</p> <p>つづいて「議案第11号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは説明いたします。(P14議案朗読)</p> <p>吉富町農用地利用集積計画ですが、町長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経るとなっています。別添資料をごらんください。</p> <p>今回6月の利用権設定の件数は、新規は50件で53,610㎡、更新は106件で104,976㎡、合計は156件で158,586㎡となっています。更新の期間等により前年対比することは、難しいのですが、新規及び更新ともに若干の増加となっています。今後は、新規の増加が増えてくると予想されます。</p> <p>農用地利用集積計画の各筆毎の内容につきましては、一覧表を添付しておりますのでご覧ください。</p>
<p>是木会長</p>	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思</p>

<p>各委員 是木会長</p>	<p>ます。発言のある方は挙手お願いします (質疑なし) それでは、議案11号につきまして承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(異議なし) では、「議案第11号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」は承認することと決めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。 22ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。 TさんとYさんの3年間の利用権ですが、Tさんがもう耕作が出来ないということでの合意解約です。</p>
<p>是木会長</p>	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(質疑なし) 本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？ (各地区内での情報交換)</p>
<p>事務局</p>	<p>その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。 予定では7月10日(木)10:00からでしたが県の農業会議が早まったので、意見書の提出期限も早まりました。そこで事務局からのお願いですが次回は7月3日(木)にこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(異議なし) 次回総会が現委員による最後の総会となります。それでは、これをもちまして平成26年第6回総会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>

10時35分 閉会